

(契印・公印省略)

総情信第68号
令和6年10月28日

各総合通信局長 殿
(信書便監理室)
沖縄総合通信事務所長 殿
(信書便監理室)

情報流通行政局郵政行政部
信書便事業課長

「民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の運用について(通達)」(平成15年3月19日総郵第35号)の一部を改正する通達

「民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の運用について(通達)」(平成15年3月19日総郵第35号)の一部を次のように改正する。

第2中第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 委託しようとする信書便の業務を受託者の事業場において行う場合は、当該事業場における信書便管理者の選任予定を確認すること。

附 則 (令和6年10月28日総情信第68号)
この通達は、令和6年10月28日から実施する。

※参考として、溶け込み版及び見え消し版を添付する。